

提案仕様書等に関する質問の回答

【明石市新ごみ処理施設整備等に係る設計施工監理業務委託】

1	質 問	1 対象業務 （４）履行期間 明石市新ごみ処理施設整備・運営事業の募集要項等において、整備期間は「既存正門、既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存洗車場（洗車場を新設する場合のみ）の解体撤去工事等の期間は、上記整備期間内（令和 8 年 7 月から令和 13 年 3 月までの 4 年 9 ヶ月間）に収まらない場合、別途協議を行うこととする。」と記載されています。 本業務の履行期間も「…2031 年（令和 13 年）3 月 31 日まで」とされていますが、整備期間によっては履行期間の延伸協議は行っていただけるという理解でよいでしょうか。また、その際、契約金額の変更はないものと理解してよいのでしょうか。
	回 答	ご理解の通りです。
2	質 問	総括責任者（管理技術者）及びプラント機械設備技術者の資格として求められている技術士の技術部門及び選択科目が「衛生工学-廃棄物管理または廃棄物・資源循環」となっていますが、選択科目については旧呼称の「廃棄物管理計画」及び「廃棄物処理」も認めて頂けるものと理解してよいのでしょうか。
	回 答	ご理解の通りです。
3	質 問	直接雇用が必要なのは、総括責任者（管理技術者）のみでよいのでしょうか。（その他の担当技術者については再委託をお認めいただけるのでしょうか。）
	回 答	ご理解の通りです。
4	質 問	建築機械設備技術者の資格として求められている建築設備士は、設備設計一級建築士の資格でもよろしいでしょうか。（建築士法第 18 条第 4 項 建築士は、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りでない。）
	回 答	可能です。
5	質 問	「各業務実績に関連する契約書の写し、特記仕様書等を添付すること。」「上記業務に従事したことを証する契約書等の写し、特記仕様書等を添付すること。」とありますが、実績を証明する書類は、テクリスや業務計画書の抜粋（実施体制）でもよろしいでしょうか。
	回 答	ご理解の通りです。
6	質 問	1 選定方法について （５）プレゼンテーション パソコンやプロジェクターなどの電子機器を使用するために、会場における電源を使用することは可能でしょうか。
	回 答	可能です。